

互助年金・福祉厚生委員会規則（規則第七十五号）中一部改正

互助年金・福祉厚生委員会規則（規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「及び弁護士休業補償保険制度」を削る。

第十一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十二条第三号中「及び弁護士休業補償保険契約」を削る。

附 則

第二条第三号、第十一条第一項第六号から第九号まで及び第十二条第三号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。ただし、同日前に締結された弁護士休業補償保険契約については、なお従前の例による。